

岩手県告示第392号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成28年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市根田茂の一部、築川の一部及び砂子沢の一部
宮古市	宮古市赤前第11地割、第12地割、第13地割の一部、第14地割、第15地割から第17地割までの各一部、白浜第1地割から第3地割まで、音部第5地割から第7地割までの各一部、第8地割から第11地割まで、重茂第2地割、第3地割、第7地割及び第11地割から第14地割までの各一部、第15地割、第16地割から第21地割まで及び第23地割の各一部、田老字青倉、田老字立腰、茂市第9地割、臺目第1地割、川内第9地割並びに小国第21地割
遠野市	遠野市上郷町佐比内6地割から第15地割までの各一部、平倉第44地割の一部並びに細越第3地割、第10地割、第13地割、第14地割及び第18地割の各一部
一関市	一関市東台、滝沢字長ヶ沢、関が丘、三閑字小沢の一部、地主町の一部、磐井町の一部、桜木町の一部、字桜街、字東花王町、字下大槻街、字南十軒街、字北十軒街、字要害、東地主町、豊町及び五十人町
釜石市	釜石市甲子町第15地割、第16地割、橋野町第11地割及び唐丹町字花露辺
奥州市	奥州市水沢区東上野町、真城字中崎、江刺区梁川字堂ノ前及び地蔵堂の各一部
滝沢市	滝沢市外山の一部及び湯舟沢の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部
大槌町	上閉伊郡大槌町金沢第1地割及び第36地割
山田町	下閉伊郡山田町船越第22地割及び第23地割の各一部、石峠第1地割から第4地割までの各一部並びに豊間根第1地割及び第2地割の各一部
一戸町	二戸郡一戸町小繫字西田子の一部

2 調査期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで